

平成 20 年施行改正建築士法についての Q&A

質問番号 50 (2008. 11. 04 版)

Q. 設備設計一級建築士が誕生することにより、建築設備士の位置づけはどのように変わるのでしょうか。

A. 設備設計一級建築士制度の創設により、建築設備士の位置づけは変わりません。従って、従来であれば建築設備士に発注していた業務について、今回の改正により発注できなくなるといったことはありません。

むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が引き続き期待されているところです。

質問番号 62 (2009. 11. 27 版)

Q. 建築設備士としての業務経験は、設備設計一級建築士講習（資格付与のための講習）の受講資格として考慮されますか。

A. 設備設計一級建築士講習の受講には、一級建築士として、設備設計に関する 5 年以上の業務経験が必要ですが、建築設備士として建築設備に関する業務（建築士に意見を述べる業務等）を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も業務経験として認められます（施工管理等は業務経験に含まれません。）。

また、一級建築士として登録し、かつ、建築設備士の資格も有する場合は、業務経験の状況を考慮した上で、講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。

質問番号 115 (2009. 11. 27 版)

Q. 設備設計者の専門は、空調・衛生、電気、機械等のいずれかであることが多いですが、設備設計一級建築士は、専門でない分野についても責任を負わなければならないのですか。

A. 設備関係規定については、設備設計一級建築士が自ら設計を行い、又は法適合確認を行う必要があります。

なお、必要に応じて、建築設備士に意見を聴くとともに、例えば、設備の専門分野ごとにそれぞれの設備設計一級建築士が自ら設計を行い、又は法適合確認を行うことも可能です。

この「改正建築士法についての Q&A」は、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページにおいて公表されていた内容のうち、建築設備士に係る部分について転載しています（2017 年 9 月末日まで）。

質問番号 224 (2008. 11. 04 版)

Q. 重要事項説明の具体的内容を教えてください。

A. 法律では、①作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨④報酬の額及び支払いの時期⑤契約の解除に関する事項を説明することが定められています。

また、省令で、⑥建築士事務所の名称及び所在地⑦建築士事務所の開設者の氏名（開設者が法人の場合は名称及びその代表者名）⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要⑨業務に従事することとなる建築士の登録番号⑩業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名⑪委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地（設計又は工事監理の一部を委託する場合）を説明することが定められています。

専門能力を有する技術者の受験資格の見直し

質問番号 272 (2008. 11. 04 版)

Q. 建築設備士の一級建築士試験受験について変更された事項は何ですか。

A. 平成 20 年試験から、4 年以上実務経験を有する建築設備士に一級建築士試験の受験資格が付与されています。

平成 27 年施行改正建築士法についての Q&A

建築設備士の規定について

• • Q&A • •

設備士に係る規定の整備について

質問番号 49

- Q.** 「建築設備士」については、従来からも法令に位置づけられていますが、今回の改正でその位置づけが変更になるのですか。
- A.** 建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者として、従来、省令で規定されていた「建築設備士」という名称が今回の改正により法律に規定されましたが、建築設備士の資格の内容等に変更があるわけではありません。

質問番号 50

- Q.** 建築設備士の意見を聴くとは、具体的にどのような事ですか。また、その意見は必ず設計・工事監理に反映させなければならないのですか。
- A.** 建築士が設計等を行う場合に、建築設備の計画や工事監理の方法についてアドバイスをもらったり、計画内容について不都合な点等を指摘してもらうことが考えられます。聴いた意見をどの程度反映させるかは、設計等を行う建築士の判断によることとなりますが、適切な設計・工事監理となるよう対応することが望ましいです。

質問番号 51

- Q.** 延べ面積 2,000 m²を超える建築物の設備の設計等について、建築設備士の意見を必ず聴かなければならないのですか。
- A.** 設計等の業務は、本来、建築士の責任において行われるものであるため、建築設備士の意見を聴くことを義務づけるものではありません。建築設備士の意見を聴くかどうかは建築士の判断によることとなりますが、努力義務規定が設けられた趣旨に鑑み、建築設備について適切な設計、工事監理が行われるよう、建築設備の専門家である建築設備士の意見を聴くことが望ましいです。

この「改正建築士法についての Q&A」は、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページにおいて公表されていた内容のうち、建築設備士に係る部分について転載しています（2017 年 9 月末日まで）。

質問番号 52

- Q. 法第 18 条第 4 項ただし書きにおいて「設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りではない。」となっていますが、法第 20 条の 3 第 3 項の法適合確認を行った場合も含まれるのですか。
- A. 法第 18 条第 4 項ただし書きの規定は、設備設計一級建築士が、自ら設計するのではなく、法第 20 条の 3 第 3 項の法適合確認を行った場合は適用されません。

質問番号 53

- Q. 建築設備士の意見を聴く努力義務は、新築工事のみ対象ですか。それとも、増改築等も対象となるのですか。
- A. 新築、増改築に関わらず、延べ面積が 2,000 m²を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合は対象となります。

質問番号 54

- Q. 意見を聴いた建築設備士には法的な責任が発生するのですか。
- A. あくまでも設計又は工事監理を行うのは建築士であり、その責任は建築士にあります。なお、建築設備士に意見を聴いた場合は、その旨を設計図書や工事監理報告書に記載することとなっています。